

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第68号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第40号中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「できなくなります。）」を「できなくなります。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和2年12月30日以前に納期限が到来した税外収入に係る督促状についての改正後の様式第40号の規定の適用については、同様式中「年7.3パーセントの割合（）」とあるのは、「年7.3パーセントの割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、滞納となつている期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）。令和3年1月1日以後の期間については、）」とする。